

旧車両管理事務所土壤汚染状況調査業務
(深度調査)

仕 様 書

札幌市環境局

1 業務の目的

本業務は、旧車両管理事務所・東清掃事務所において実施された、令和4年に実施した土壤汚染状況調査業務（表土調査）の結果を受け、対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するか否かの把握、深度方向の土壤汚染の範囲についての把握、また、土壤汚染地域の地下水調査を目的とする。

2 業務の名称

旧車両管理事務所土壤汚染状況調査業務（深度調査）

3 業務の場所

旧車両管理事務所 札幌市東区丘珠町 873-3

敷地面積 11,849 m²

4 業務の期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務の内容

本業務の数量表は別紙1、採取位置図等は別紙2に示す。

(1) 位置測量

試料採取を行う区画については、表層調査で実施した単位区画を測量にて復元し、調査実施者による差が生じないように設定を行う。地下水採取を行う区画は、地下水流の方向を想定し、下流の場所6か所で実施する。

(2) 土間コンクリートのコア抜き 1箇所

地表面がコンクリート等で被覆されている箇所について、コンクリートカッター等を用いて削孔する。

(3) 土壤試料採取及びボーリング 14箇所

土壤試料採取及びボーリングは、表層調査で汚染状態に関する基準を超過した地点および表層調査の個別分析を実施していない単位区画について、オールコアボーリング（φ86mm）を実施する。

なお、ボーリングの深度は、表層調査で汚染状態に関する基準を超過した地点はGL-10mとする。ボーリングの深度調査は、原則として土壤表面を基準に一定深さ1mごとに試料を採取し、帯水層の底面が10m以内に認められる場合は、帯水層の底面の土壤を採取して終了する。

また、地下水調査においては、ボーリング掘削時に帯水層の位置にスクリーンを取り付けたケーシングを掘削孔内に挿入する。なお、定期的な水質分析を行う予定があることから、ボーリング箇所に観測井戸としての必要な施工を行う。

(4) 土壤分析

- ・溶出量試験 ヒ素及びその化合物（140検体）
- ・全含有量試験 ヒ素（84検体）

※全含有量試験は、表層から5mの間の位置で実施。表層の土壌（地表から深さ5cmまでの土壌）と深さ5から50cmまでの2深度の土壌試料を等量混合して1試料とする。そのほか、一定深さ1mごとに試料を採取する。（1地点計6検体）

(5) 飲料用井戸の調査

汚染地域の半径80m以内において、飲料用井戸の所在状況が公表されている資料により調査する。

(6) 地下水試料採取

地下水試料採取は、ボーリングで設置した観測井戸から採取する。採取方法は、土壌汚染対策法に従う。

(7) 地下水分析

ヒ素及びその化合物（6検体）

(8) ボーリング孔閉塞

ボーリングを実施した地点は、調査終了後、掘削した閉塞を行う。

(9) ボーリングコア、掘削土等

ボーリングのコアは、コア箱にて保管する。また、ボーリング発生した掘削残土および洗浄水等は、土嚢袋またはポリタンクにいれ地点が分かるようにし、敷地内に保管する。

(10) その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所および掘削深度等の詳細については、協議の上決定すること。

6 業務管理

- (1) 委託者（以下、甲という）との打合せは業務着手前、中間、業務着手後に行うものとする。
- (2) 受託者（以下、乙という）は、業務計画書・業務日程表を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、主任技術者に土壌汚染調査技術管理者の資格保有者を設置しなければならない。
- (4) 乙は、主任技術者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。
- (5) 本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。

7 安全の確保

業務の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

8 資料の貸与

- (1) 甲は、乙から依頼があった場合には、仕様書に定められた図面及びその関係資料等を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された図面及び関係資料を成果品の納入時までには返還しなければならない。

【貸出資料】

- ・旧車両管理事務所・東清掃事務所地歴調査業務 報告書
- ・旧車両管理事務所・東清掃事務所土壌汚染状況調査業務（表土調査） 報告書

9 除排雪

札幌市が別途委託契約を行う「東清掃事務所除雪業務」の受託業者と、甲を介し、本業務の実施にあたっての事前打合せを行うものとする。その際、甲は乙が効率的な業務実施が行えるよう配慮のうえ、「東清掃事務所除雪業務」の除雪受託者との調整を行う。

10 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書・業務日程表（地点ごとの試料採取予定日がわかる資料を含むこと）
- (3) 主任技術者等指定通知書、資格保有者であることを証明できる書類
- (4) 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品（調査報告書）
- (7) 請求書

10 成果品

- (1) 調査報告書 A4 版 3 部
- (2) 電子データ CD-R または DVD-R
- (3) 調査方法、調査内容、調査結果を整理し作成すること。
- (4) 土壌汚染対策法第 14 条に基づき指定の申請を行うことを想定し、内容等を整理すること。

11 検査

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品の記入もれ、不備または誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、乙の責任において行うものとする。
- (3) 乙は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行なうこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合は、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。

数量表

調査項目	地点名							
	A2-7	A2-8	A2-9	A3-2	A3-8	A4-2	A5-1	A5-8
位置測量（地点）	1	1	1	1	1	1	1	1
土間コンクリートのコア抜き（地点）	-	-	-	-	-	1	-	-
土壌試料採取及びボーリング	10	10	10	10	10	10	10	10
土壌分析溶出量試験ヒ素及びその化合物（検体）	10	10	10	10	10	10	10	10
土壌分析全含有量試験ヒ素（検体）	6	6	6	6	6	6	6	6
地下水試料採取（地点）	1	-	-	-	1（※）		1	1
地下水分析ヒ素及びその化合物（検体）	1	-	-	-	1（※）		1	1
ボーリング孔閉塞	1	1	1	1	1	1	1	1

調査項目	地点名							数量計
	B2-7	B2-8	B3-2	B3-5	B3-8	B4-2		
位置測量（地点）	1	1	1	1	1	1	14	
土間コンクリートのコア抜き（地点）	-	-	-	-	-	-	1	
土壌試料採取及びボーリング	10	10	10	10	10	10	140	
土壌分析溶出量試験ヒ素及びその化合物（検体）	10	10	10	10	10	10	140	
土壌分析全含有量試験ヒ素（検体）	6	6	6	6	6	6	84	
地下水試料採取（地点）	-	-	1	-	1	-	6	
地下水分析ヒ素及びその化合物（検体）	-	-	1	-	1	-	6	
ボーリング孔閉塞	1	1	1	1	1	1	14	

※調査箇所については別途協議すること。



令和4年度旧車両管理事務所土壌汚染状況調査業務（表土調査）より引用